

平成26年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

平成27年1月22日

平成27年1月22日(木)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を山田公民館2階視聴覚室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第5号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について
- 日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第8 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
- 日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は40名で、その氏名は下記のとおり

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 伊藤太雄 | 2番 | 坂本弘 |
| 3番 | 内山勝己 | 4番 | 今泉憲一 |
| 5番 | 伊能隆男 | 6番 | 菅谷樹雄 |
| 7番 | 石橋新一郎 | 8番 | 玉造和男 |
| 9番 | 宮増伸彦 | 10番 | 加瀬由美子 |
| 11番 | 林藤江 | 12番 | 宮崎正子 |
| 14番 | 塙武久 | 15番 | 篠塚正悟 |
| 16番 | 浅野文男 | 17番 | 向後和夫 |
| 18番 | 高木甚一 | 19番 | 野平謙一 |
| 20番 | 佐藤義男 | 21番 | 林弘 |
| 23番 | 栗田元一 | 24番 | 伊藤はつ子 |
| 25番 | 大坂雅道 | 26番 | 星越清徳 |
| 27番 | 飯森茂 | 28番 | 高木彌 |

29番	大堀	潔	30番	高木	重樹
31番	高木	哲吉	32番	栗林	利男
33番	菅谷	晁	34番	伊藤	寛
35番	椿	康弘	36番	本宮	敏雄
37番	宮負	厚美	38番	菱木	重雄
40番	多田	晃一	41番	大須賀	常政
42番	三橋	和男	43番	小林	一男

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

13番	高城	博	22番	宮田	毅
39番	小倉	新一			

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本	栄男	管理班長	椎名	正志
農地班長	高橋	重正	主査	伊能	弘
主査	伊藤	健	主任主事	小川	敦弘

開会 午前11時00分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、40名です。

欠席委員は、13番 高城 博委員、22番 宮田 毅委員、39番 小倉新一委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、平成26年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、10番 加瀬由美子委員、34番 伊藤 寛委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人は親より使用貸借権再設定を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人は親より使用貸借権設定を受けるものであります。

整理番号3番、譲受人は親より使用貸借権再設定を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人は親より使用貸借権再設定を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が小作地取得のためによる所有権移転であります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号9番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

以上であります。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班副班長 内山勝己委員。

3番内山委員 本年1月15日、木曜日、午後1時30分より市役所3階301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号9番 宮増委員。

9番宮増委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものでございます。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であります。許可が妥当と判断をいたし

ます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番、3番、4番の3件について、14番 埴委員。

1 4番埴委員 それでは、現地調査等を行った結果を説明したいと思います。

まず、整理番号2番からです。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給するために後継者に使用貸借権の再設定を行った後、農業後継者が死亡したため、農業後継者の妻である譲受人に使用貸借権の設定を行うものであります。

続きまして3番、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人として使用貸借権の同じく再設定を行うものであります。

同じく4番です。同じく経営移譲年金を受給しているため、後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

以上3件、今後とも農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断します。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、5番について、15番 篠塚委員。

1 5番篠塚委員 この申請は、譲渡人が遠隔地に居住し農業経営が困難なため、義兄妹の譲受人へ贈与により申請地を譲り渡すものでございます。

譲受人は農業経営の規模拡大を期しており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番について、35番 椿委員。

3 5番椿委員 この申請は、譲受人が譲渡人から借りている農地を双方合意解約した後、売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当だと判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、7番について、39番 小倉委員であります。本日欠席により、事務局より意見書の説明をお願いいたします。

事務局 この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に8番、9番の2件について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 まず8番について、ご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地等を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、整理番号9番について、ご説明いたします。

この申請は、譲受人が贈与により申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年1月22日提出、香

取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番から13番までは関連案件であります。

この案件は、転用を伴う賃借権設定で土採取及び搬出入路用地の期間満了による一時転用の更新であります。

よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班副班長 内山勝己委員。

3番内山委員 事前審査会の結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更案件は13件でございます。

審査結果について、ご報告いたします。

この案件は、山砂採取計画事業の期間延長の計画変更であり、農地にも影響は見られないことから問題はないとの意見でございました。

したがって、議案第2号については、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番ないし13番の13件について、30番 高木委員。

30高木委員 整理番号1番から13番は関連案件となりますので一括して、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

これは、賃借権設定の案件でございます。

場所は、〇〇〇〇線〇〇方面に向かひまして、〇〇〇〇と〇〇〇〇のちょうど境界の所を入った所になります。

これは、平成16年から継続している山砂採取事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。
議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で進入路用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。許可例外規定施行規則第33条第4号のうち「地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号2番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で貸車両置場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で資材置場用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号6番、転用を伴う使用貸借権設定で店舗用地とのことであります。

申請地は、第1種農地であります。が許可例外規定施行規則第33条第4号のうち「地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班副班長 内山勝己委員。

3番内山委員 事前審査会の審査結果について、ご報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

このうち、整理番号3番、5番については、現地調査を実施いたしました。

審査結果について、ご報告いたします。

現地調査を行った結果、その2件につきましては、実効性等問題はないとの意見でございました。

また、ほかの案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 場所ですけれども、〇〇〇〇線〇〇〇〇入口手前の〇〇〇〇という信号がございまして、そこから〇〇〇〇方面へ〇〇キロ程向かった〇〇〇〇との境界付近であります。

譲受人は、住宅への借地を進入路としているため、申請地を譲受け進入路とするとのこと。申請地は、平成26年10月30日付けで農振除外となった土地です。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意もあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について、7番 石橋委員。

7番石橋委員 場所ですけれども、これは〇〇〇〇の真ん中あたりに〇〇〇〇というお寺があ

るんですけども、それを〇〇方面に入って行って〇〇〇〇を越えないで〇〇に行った、住宅地になっている一画でございます。

譲受人は、今〇〇の住宅に住んでおりまして子供の成長に伴い手狭になってくると、そういうことで住宅を建てるものでございます。

農地はお爺さんのもので、その場所を孫が借り受けるということでございます。

用水は井戸を掘って使います。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、すぐ側の道路の側溝へ放流すると、雨水等は宅地内で処理すると、そのような話でございました。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画はもう住宅メーカーの方を踏まえてやっております、計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしていると判断し、問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、15番 篠塚委員。

15番篠塚委員 現場ですが、〇〇〇〇より〇〇〇〇方面へ〇〇キロ位行った所に〇〇〇〇という食堂があります。その手前〇〇メートル位の所でございます。

譲受人は、運送業を営む会社の役員で、事業の拡大に伴い敷地が手狭となったため申請地を車両置場用地とするものであります。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者からの同意もありまして、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、17番 向後委員。

17番向後委員 場所でございますが、〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇方面に向かいまして、〇〇〇〇というところに信号がございます。それを〇〇に右折しまして〇〇方面に向かいまして約〇〇キロ位行った所の〇〇〇〇の〇〇という地区がございます。その入口の斜め〇〇の場所でございます。

譲受人は建設業を営む会社で、市内に至近距離で資材置場を計画しており、申請地を譲り受けることができるため、今回の申請となったものです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、5番、6番の2件について、43番 小林委員。

43番小林委員 それでは、整理番号5番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

場所としましては、〇〇〇〇線を〇〇に向かい〇〇〇〇がございまして、〇〇〇〇の〇〇メートル先を〇〇しまして、また〇〇メートル位入った場所でございます。

譲受人は電気業を営む会社で、会社の経営安定を図るため太陽光発電を行うとのことでございます。

雨水は敷地内処理で、周辺農地は所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、整理番号6番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

最初に場所の説明でございますが、整理番号の5番と同じ〇〇〇〇線を〇〇に向かい〇〇〇〇地先に〇〇〇〇がございまして、その〇〇〇〇を〇〇に入りますと、〇〇メートル位行った所でございます。

譲受人は美容院を営んでおり、現在の店舗は手狭なために新たに店舗を建築し、子供も一緒に経営するとのことでございます。

用水は水道、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流し、雨水は宅地内で集水し、道路側溝へ放流とのことでございます。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

6番 菅谷委員。

6番菅谷委員 2番と3番、それぞれ始末書添付有りとなりますが理由は何でしょうか。

事務局 まずは整理番号2番ですけれども、こちらの始末書の方は〇〇〇〇の方に今現在、農業用倉庫の方が建っておりまして、その進入のためにアスファルトの舗装を一部してしまったということです。

続きまして、整理番号3番は、以前から砂利が入っていたため始末書の添付となっております。

ます。

6 番菅谷委員 わかりました。

議 長 そのほか、ご質問ありましたら、お願いをいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 3 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 4 議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案 4 号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。平成 27 年 1 月 22 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成 26 年度第 10 次農用地利用集積計画、1 番から 127 番までの設定であります。

賃借権の設定、新規 65 件、305,979 m²、このうち田は 263,427 m²、畑は 42,552 m²であります。

賃借権の再設定 54 件、336,820.72 m²、このうち田は 324,318.91 m²、畑は 12,501.81 m²であります。

所有権移転、4 件、16,044 m²、これは全部田であります。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上でございます。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案5号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について。農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、下記農業委員会委員選挙人名簿登載申請について意見を附するものとする。平成27年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 議案の概要説明をいたします。

申請書の様式につきましては、資料の79ページから80ページに掲載のとおりでございます。

これは、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定により、毎年行っているものでございます。1月1日現在を基準日としまして、提出された申請書を審査し申請人の選挙権の有無について、農業委員会の意見を附して市の選挙管理委員会に1月31日までに送付するというものです。

以上でございます。

議 長 議案第5号は、ただいま管理班長から説明があったとおりです。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書については、内容を審査し、本委員会の意見を附して、香取市選挙管理委員会へ送付することに決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第4号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成27年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、11件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成27年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、20件であります。

報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成27年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年1月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午前11時35分